

## 愛知県国民健康保険運営協議会の傍聴に関する要領

### (目的)

第1条 愛知県国民健康保険運営協議会運営要領第2条第2項の規定に基づき、愛知県国民健康保険運営協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

### (傍聴人の決定)

第2条 会議の傍聴人は、会長が決定する。

### (傍聴人の定員)

第3条 会議における傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会場における席の確保の状況等により、その都度会長が別に定めることができる。

### (傍聴申込み)

第4条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。

2 傍聴を希望する者が、視覚障害又は聴覚障害のため、傍聴に際して、点字による会議資料の交付、手話通訳者による通訳又は要約筆記者による筆記を希望する場合は、前項の規定にかかわらず、会議開催の1週間前までに会議傍聴申込書（傍聴時に支援を希望する場合）（様式2）により、会長に申し込むものとする。

### (定員を超えた場合の取扱い)

第5条 締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、会議傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

### (傍聴証等の交付)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴証（様式3）、傍聴人心得及び会議資料を交付する。傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

### (傍聴席に入ることができない者)

第7条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があつて会長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

(6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、コートなどは着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

(会長の指示)

第10条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。